

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
 Hiroshi Kurihara |栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
 Director and Chief U.S. Economist

ウォーレン氏・サンダース氏が主張する資産税の概要と米国の所得・資產格差について

【要旨】

- ✧ 民主党の大統領候補指名争いは依然混戦状態だが、有力候補のウォーレン氏とサンダース氏が主張する、富裕層の純資産（資産－負債）に対する新たな課税措置（資産税）が注目されている。共に課税対象は純資産の多い上位0.1%程度の世帯に限定されるにも関わらず、想定される税収（向こう10年間）はウォーレン氏案で3.75兆ドル、サンダース氏案で4.35兆ドルと巨額であり、その税収を低・中所得層向けの政策に充当するとしている。
- ✧ 資産税が注目されている背景は、近年の米国内の経済格差が過去に比べて大きく、また固定化しつつあることへの懸念等と考えられる。フローの所得（格差）について、上位0.1%世帯の所得が米国家計全体のそれに占める割合は1970年代後半の4%程度から上昇傾向で推移し、足元では10%弱となっている。また、ストックの資産（格差）については、上位0.1%世帯の保有資産が米国家計全体のそれに占める割合は1970年代後半の7%程度から上昇傾向で推移し、足元では20%弱となっている。米国は他国に比べて格差が大きいと指摘されるが、足元の所得・資產格差は米国にとっても1920～30年代以来の歴史的な大きさになっているようである。
- ✧ 資産税の実現可能性について、「資産の捕捉や評価が難しいのではないか」「憲法に抵触するのではないか」等の指摘がある一方、世論調査では相応の支持が示され、課税される富裕層の間でも支持する声が出てきている。資産税の導入は、現時点ではウォーレン氏またはサンダース氏が大統領になる場合に限られそうだが、民主党議員の間で支持が拡がれば、他の民主党の大統領候補も今後公約に盛り込む可能性はある。また、資産税の議論が後押しして、格差問題が大統領選挙の主要争点になるようであれば、トランプ大統領や共和党の今後の政策にも影響を与えよう。例えば、成長促進の観点では必ずしも必要なさそうな所謂税制改革第2弾を、格差是正を目的として本格的に検討する展開等である。なお、20年も前のことではあるが、1999年にトランプ大統領も資産税の導入を主張していたのは興味深い。

民主党大統領候補のウォーレン氏とサンダース氏が主張する資産税が注目されている

来年 11 月の大統領選挙に向けた民主党の候補指名争いは依然混戦状態だが^(注 1)、有力候補の中で急進左派と位置付けられているエリザベス・ウォーレン氏（上院議員・マサチューセッツ州選出）とバーニー・サンダース氏（上院議員・バーモント州選出）が掲げる政策は急進度合いを増してきている。両者の政策のなかで特に注目されている 1 つは、格差是正を目的とした富裕層の純資産（資産－負債）に対する新たな課税措置（本稿では資産税と呼ぶ）である。

(注 1) 支持率について Real Clear Politics が集計している各種世論調査の平均値をみると、足元の支持率が高い順にジョー・バイデン氏（前副大統領、27.8%）、サンダース氏（19.3%）、ウォーレン氏（15.2%）、ピート・ブティジェッジ氏（インディアナ州サウスベント市長、8.3%）となっている。ウォーレン氏とサンダース氏は急進左派、バイデン氏とブティジェッジ氏は中道派と位置付けられている。

資産税は米国ではこれまで実施されたことがない

ウォーレン氏は 5,000 万ドル以上の純資産に対し毎年の課税（税率は 2% 乃至 6%）を、サンダース氏は 3,200 万ドル以上の純資産を対し毎年の課税（税率は 1~8%）を夫々提案している（次頁第 1 表）。共に課税対象は純資産の多い上位 0.1% 程度の世帯に限定されるにも関わらず、想定される税収（向こう 10 年間）はウォーレン氏案で 3.75 兆ドル、サンダース氏案で 4.35 兆ドルと巨額であり^(注 2)、その税収を低・中所得層向けの政策に充当するとしている。

保有資産を対象とした一般的な課税措置には、固定資産税、相続税、贈与税等がある。固定資産税は課税対象となる資産が限定されるほか住宅ローン等の負債が控除されない点等が資産税と異なり、相続税・贈与税は一度限りの課税である点等が資産税と異なる。

なお、資産税は米国ではこれまで実施されたことがないが、欧州では過去に実施していた国も多く、現在でも複数の国が実施している。OECD 加盟国の中で資産税（実質的な資産税を含む）を現在実施している国は 6 カ国（ノルウェー、スペイン、スイス、オランダ、イタリア、ベルギー）であり、過去（1990 年）に実施していたがその後に廃止した国は 9 カ国（フランス、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、スウェーデン）である^(注 3)。

(注 2) 向こう 10 年間で想定される税収（4 兆ドル程度）は、2018 年の名目 GDP（20.58 兆ドル）比では 20% 程度である。また、2017 年 12 月にトランプ政権下で成立した税制改革法案の減税規模は、向こう 10 年間で 1.5 兆ドルであった。

(注 3) 資産税の他国での実施状況は、Alan D. Viard (2019), “Wealth Taxation: An Overview of the Issues”, *The Aspen Institute* や OECD (2018), “The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD” を参考にした。

第1表：ウォーレン氏とサンダース氏が主張する資産税の概要

| | |
|-----------|---|
| ウォーレン氏の提案 | 純資産が5,000万ドル以上の超富裕層(保有資産が多い上位約0.06%で7.5万世帯)を対象に資産課税(Ultra-Millionaire Tax)を導入。 |
| | 純資産が5,000万ドル以下の99.9%の家計には増税せず。 |
| | 税率は、世帯で5,000万ドル以上の純資産部分に年2%、10億ドル以上の純資産部分に年6%。 |
| | 想定される税収は、導入後10年間で3.75兆ドル。 |
| サンダース氏の提案 | 課税対象は全ての純資産。保有資産に流動性の制約があり即時の納税が困難な場合には、最大5年間の繰延が可能。 |
| | 米国の市民権を放棄する場合には、5,000万ドル以上の純資産に対し40%の出国税(exit tax)を賦課。 |
| | 純資産が3,200万ドル以上の富裕層(保有資産の多い上位約0.1%で18万世帯)を対象に資産課税(Wealth Tax)を導入。 |
| | 税率は1~8%。具体的には、純資産3,200万~5,000万ドル:1%、5,000万~2.5億ドル:2%、2.5億~5億ドル:3%、5億~10億ドル:4%、10億~25億ドル:5%、25億~50億ドル:6%、50億~100億ドル:7%、100億ドル以上:8%。これらは夫婦合算申告の閾値であり、独身者による申告の閾値は半分の数値。 |
| | 課税逃れを試みる場合には、純資産が10億ドル以下であれば40%、10億ドル以上であれば60%の出国税(exit tax)を賦課。 |
| | 導入後15年間でビリオネアが半減する。 |
| | 想定される税収は、導入後10年間で4.35兆ドル。 |
| | 税収は、住宅政策、ユニバーサル・チャイルドケア、国民皆保険制度「メディケア・フォー・オール」の財源とする。 |

(注)表中の各種数値は両候補のHPより引用。

(資料)両候補のHPより三菱UFJ銀行経済調査室作成

資産税が注目される背景には歴史的な経済格差の存在がある

資産税が注目されている背景は、近年の米国内の経済格差が過去に比べて大きく、また固定化しつつあることへの懸念等と考えられる。格差の実態については様々な研究が行われているが、ここではカリフォルニア大学バークレー校のエマニュエル・サエズ教授とガブリエル・ザックマン教授が算出している長期間の振り返りが可能なデータで確認する^(注4)。

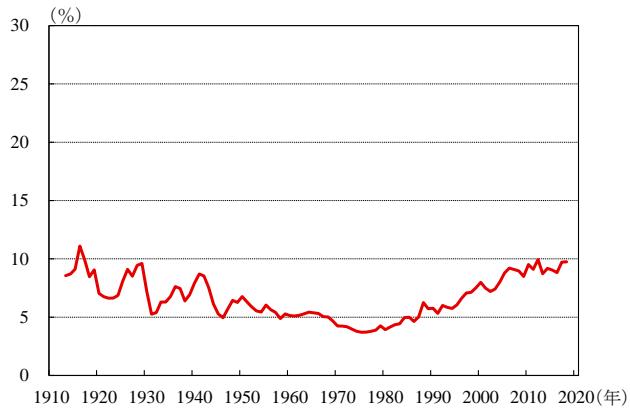
まず、フローの所得(格差)について、上位0.1%世帯の所得が米国家計全体のそれに占める割合は1970年代後半の4%程度から上昇傾向で推移し、足元では10%弱となっている(次頁第1図)。また、ストックの資産(格差)については、上位0.1%世帯の保有資産が米国家計全体のそれに占める割合は1970年代後半の7%程度から上昇傾向で推移し、足元では20%弱となっている(次頁第2図)^(注5)。米国は他国に比べて格差が大きいと指摘されるが、足元の所得・資産格差^(注6)は米国にとっても1920~30年代以来の歴史的な大きさになっているようである。

(注4)両教授はウォーレン氏とサンダース氏のアドバイザーを務めていて資産税を提唱している。また、両教授が今年出版した書籍「The Triumph of Injustice」は富裕層の税負担が小さいことを示して話題となっている。

(注5)資産の保有状況について、FRBは1989年以降の統計を発表している。直近2019年4-6月期の米国家計の保有純資産は107兆1,300億ドルであり、このうち保有資産の多い上位1%が34兆7,300億ドルを保有している。これは全体の32.4%を占め、本統計が遡れる1989年7-9月期(23.9%)に比べて過去30年間で+8.5%ポイント上昇している。

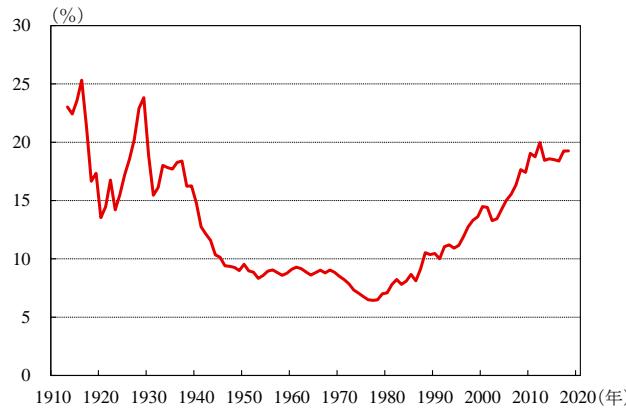
(注6)富裕層は相対的に消費性向が低く、保有する資産はそれ自体の運用を通じても増加するため、一般に(税制等で修正されなければ)資産格差は所得格差よりも拡大するとされている。

第1図：上位0.1%世帯の所得が
米国家計全体の所得に占める割合



(資料)「The Triumph of Injustice」HPより三菱UFJ銀行経済調査室作成

第2図：上位0.1%世帯の資産が
米国家計全体の資産に占める割合



(資料)「The Triumph of Injustice」HPより三菱UFJ銀行経済調査室作成

資産税の議論は、トランプ大統領や共和党の今後の政策にも影響し得る

仮に資産税が導入された場合の経済への影響について、マイナス面では「アメリカン・ドリームが失われ、海外からの優秀な人材の流入も減少する」、「（その結果として）イノベーションが抑制される」等が指摘される一方、プラス面として、収支が低・中所得層向けの政策に充当されるため個人消費は拡大する可能性がある（低・中所得層は相対的に消費性向が高い）。

ウォーレン氏とサンダース氏が主張している資産税の実現可能性について、「資産の捕捉や評価が難しいのではないか」「憲法に抵触するのではないか^(注7)」等の指摘がある一方、世論調査では相応の支持が示され、課税される富裕層の間でも支持する声が出てきている。

資産税の導入を選挙公約に掲げているのは、現時点ではウォーレン氏とサンダース氏に限られるが、民主党議員の間で支持が拡がれば、他の民主党の大統領候補も今後公約に盛り込む可能性はある。また、資産税の議論が後押しして、格差問題が大統領選挙の主要争点になるようであれば、トランプ大統領や共和党の今後の政策にも影響を与える。例えば、成長促進の観点では要否が議論となっている所謂税制改革第2弾を、格差是正を目的として本格的に検討する展開等である^(注8)。なお、20年も前のことではあるが、1999年にトランプ大統領も資産税の導入を主張していたのは興味深い^(注9)。

(注7) 資産税の合憲性について、ウォーレン氏は「第一線の憲法学者は資産税が合憲だと考えている」、サンダース氏は「尊敬されているイエール大学の2人の法学者が2011年に資産税への支持を表明した」等と述べている。

(注8) トランプ政権は税制改革第2弾として中間層の所得税率を15%へ引き下げるなど検討している。

(注9) トランプ大統領の1999年の提案は、1,000万ドル以上の純資産（居住用住宅を除く）に14.5%の課税を一度限りで実施し、収支を公的債務の削減や社会保障に活用するとの内容であった。

(2019年12月20日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by MUFG Bank, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "MUFG Bank") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by MUFG Bank. MUFG Bank hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While MUFG Bank believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, MUFG Bank makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that MUFG Bank may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and MUFG Bank is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.